

加農第1117号
令和7年7月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	上荘町井坂地区 (井坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、他集落に在住する複数の担い手やその他の農業者が中心となって農地が耕作されている。一方で地域内の農業者は高齢化により、農地の維持管理のための水路掃除や草刈り作業を担う人手が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、水稻を中心とし、露地野菜、施設栽培、飼料作物などの作物を栽培しており、今後も継続して多品目の栽培により農地の維持・管理を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に集積面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金を新たに活用し、水路等の維持管理を図っていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の耕作者と調整しながら、耕作可能な農地の紹介を行うなどにより、就農希望者の支援を行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取り組む計画はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】